

第254号

平成26年 7 月号

行政書士 熊本



カワセミ（熊本市上江津湖）



熊本県行政書士会

URL : <http://www.kumagyou.jp/>

E-mail : info@kumagyou.jp

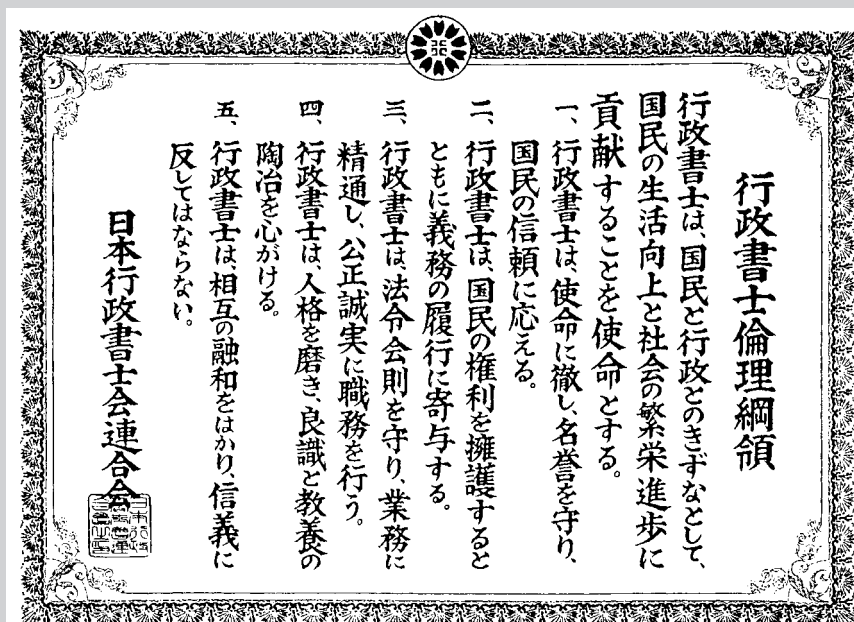
表紙コメント



【カワセミ】〔上江津湖にて〕

頭と背が緑青色で背の中心にコバルトブルー、腹はオレンジ色、その美しい外見から清流の宝石と呼ばれます。日本名は「翡翠（ひすい）」でその名もずばり、宝石の名が付けられています。私は勝手に幸せの青い鳥と呼んでいます。（笑） また、長いくちばしに短い尾羽（オバネ）と、姿もとてもかわいい鳥です。大きさはスズメよりちょっと大きい程度で、本州以南では留鳥として年間通して見られます。水辺に張り出した木の枝や岩・杭の上からダイビングして水中の小魚を捕らえますから、注意して歩かれると高い確率で発見することができます（双眼鏡を持参されることをお勧めします）。または、「チーッ」と甲高い声で鳴きながら飛びますから、その時も発見のチャンスですよ。

（宇城支部 福永 裕）



目次

巻頭言	2
平成26年度定時総会開催	3
来賓者名・会員の表彰	4
総務部・広報部	5
電子対策部	6
日本行政書士会連合会 定時総会出席報告	7
4～12月の事業報告及び予定	8
支部だより	9
国際部会からのお知らせ	14
女性部会	15
会員寄稿 熊本県行政書士会「会議運営規則」 第11条の2について	17
熊本県行政書士会ゴルフ 友好倶楽部・法友会	19
政連だより	20
事務局だより	22
会務日誌	24

巻頭言



熊本県行政書士会 会長 加藤 誠一

初夏の候、会員の皆様におかれましては、日々業務にご精励のこととお慶び申し上げます。

去る平成26年5月31日（土曜日）、多くの皆様に出席頂き平成26年度の定時総会を無事終了することができました。当日は遠方（菊池市）で開催致しましたにもかかわらず、ご多忙の中熊本県市町村行政課課長をはじめとし、国会議員、県議会議員、市議会議員の諸先生方、また地元からは菊池市長（代理）、さらには関連士業の会長方にもご臨席賜り厚くお礼申し上げます。また、日行連の北山孝次会長も急遽駆けつけて頂き、誠に有難うございました。

さて、この総会に於いて「申請件数割会費」を廃止する旨が決議されました。この規則制定にあたっては先達の諸先生方々の多大なるご苦勞があったと聞いておりますので、会費として取り扱うことに関してのみ廃止することとし、章紙制度は引き続き継続することといたしました。現在お手持ちの章紙の取り扱い及び今後無償で配布予定の章紙につきましては、後日具体的にお知らせする予定です。

また、現在、日本政策金融公庫と「中小企業等支援に関する覚書」を締結すべく、協議を進めております。これにより日本政策金融公庫より企業や農業者向けの支援の情報提供を受け、お客様に紹介することができる一方、それに関連して許認可申請手続きや融資申し込みの書類作成等、私達の業務の拡大にも繋がるものと期待しております。協定の締結には今しばらく時間がかかりますが、9月には日本政策金融公庫の方を招いて研修を計画しておりますので、多くの皆様に参加頂きますようあらためてご案内致します。

最後になりましたが、先の通常国会におきまして、「行政書士法の一部を改正する法律案」が衆参両院の全会一致により可決、成立致しました。この改正により、行政不服申立ての代理権が、一定の研修課程を修了した特定行政書士に付与されることとなりました。この法改正に関しましては、熊本県選出の衆議院議員で行政書士制度推進議員連盟会長の野田毅先生をはじめ、県選出の国会議員の先生方の方ならぬご尽力があったと伺っております。あらためて深謝申し上げます。ただ、これから具体的に法が整備されるとのことで、実際に施行されるまでには1年以上かかるということです。しかし、このことが行政書士の業務の拡大に繋がることと期待するものであり、私達も国民の皆様の負託に応えるべく、益々業務に励まなければならないと思っております。

早いもので、私の会長としての任期も10ヶ月余となりました。短い期間にどれだけできるか分かりませんが、研修の充実や、支部のあり方について再度検討したいと思っております。どうか宜しくお願い致します。

平成26年度定時総会開催

日 時 平成26年 5 月31日（土）13:00～16:00
場 所 菊池観光ホテル（菊池市隈府1124-3）
出席者数 構成員566名中、当日出席者115名、委任状提出者247名
合計362名

去る 5 月31日（土）午後 1 時より、平成26年度定時総会が開催されました。

物故会員に対する黙祷、会長あいさつの後、会員の表彰があり当日の出席者に表彰状と記念品が授与されました。表彰者を代表し、業務歴40年の高木昭次会員より謝辞が述べられました。

続いて、日本行政書士会連合会会長北山孝次様が来賓としてご出席になり、祝辞を賜りました。また、多数のご来賓の中から、熊本県知事（代読）、菊池市長（代読）、衆議院議員野田毅様（代読）、坂本哲志様、木原稔様、参議院議員松村祥史様、馬場成志様、熊本県議会議員佐藤雅司様、城下広作様、小早川宗弘様、熊本市議会議員満永寿博様のご祝辞を賜りました。

来賓退場後、議長選出に入り、坂本幸則会員が議長に、黒葛原清子会員が副議長に選出されました。また、議事録署名者に平川理会員、河北公博会員が指名され、議案審議に入る前に日高義治議事運営委員長より議事運営方法について説明がなされました。

その後、以下記載の第 1 号議案から第 6 号議案について審議があり、一部修正を含め可決承認され、全日程を終了し午後 4 時に閉会しました。

定時総会終了後、午後 4 時15分より、政治連盟の定期大会が開催されました。

- 第 1 号議案 平成25年度事業報告について
- 第 2 号議案 平成25年度決算・監査報告とその承認について
- 第 3 号議案 会則の変更について
- 第 4 号議案 平成26年度事業計画案の承認について
- 第 5 号議案 平成26年度予算案の承認について
- 第 6 号議案 （1）平成27年度定時総会会場の決定について
（2）附帯決議について



来 賓 者 名

日本行政書士会連合会 会長 北山 孝次様
 熊本県知事 蒲島 郁夫様 代理
 熊本県総務部市町村・税務局 市町村行政課長
 原 悟様
 菊池市長 江頭 実様 代理
 菊池市総務部 総務部長 野口 祐成様
 衆議院議員 野田 毅様 代理 野田みどり様
 衆議院議員 坂本 哲志様
 衆議院議員 金子 恭之様代理 秘書中村 浩実様
 衆議院議員 木原 稔様
 参議院議員 松村 祥史様
 参議院議員 馬場 成志様
 熊本県議会議員 佐藤 雅司様
 熊本県議会議員 城下 広作様
 熊本県議会議員 小早川宗弘様
 熊本市議会議員 満永 寿博様

熊本県司法書士会 会長 矢野 道弘様
 熊本県土地家屋調査士会 会長 高田 俊宗様代理
 副会長 吉田 末春様
 熊本県社会保険労務士会 会長 松本 一喜様
 南九州税理士会熊本県連合会 会長 稲岡 政弘様
 熊本県不動産鑑定士協会 会長 中西 信久様



会 員 の 表 彰

(敬称略・以下同じ)

顕彰及び慶弔に関する規則第3条第1号の規定により、業務歴40年の会員

星子啓一郎(熊本北西支部) 長船 義輝(球磨支部) 松本 勇二(阿蘇支部)
 高木 昭次(熊本北西支部) 田尻 栄(菊池支部)

顕彰及び慶弔に関する規則第3条第1号の規定により、業務歴30年の会員

濱崎 博(玉名支部) 廣野 美範(熊本東南支部) 井上 勝己(熊本中央支部)
 谷方 豊也(熊本東南支部) 東 秀優(熊本中央支部) 一法師生次(山鹿支部)
 井上 啓介(天草支部)

顕彰及び慶弔に関する規則第3条第1号の規定により、業務歴20年の会員

姫野 勝彦(熊本東南支部) 平山 秀也(熊本北西支部) 森本 信雄(山鹿支部)
 泉 清(熊本東南支部) 中嶋 國喜(熊本中央支部) 新田 誠也(熊本中央支部)
 古閑本 明(熊本北西支部) 平田 利幸(天草支部) 規矩 憲(天草支部)
 山田 文博(熊本中央支部)

顕彰及び慶弔に関する規則第3条第2号の規定により、役員歴6年以上の会員

有働 勝也(菊池支部) 桑田 敏郎(宇城支部)

顕彰及び慶弔に関する規則第3条第4号の規定により、会員歴10年以上の退会の会員

武田 友喜(阿蘇支部) 島田 静二(玉名支部) 平島 尚典(熊本東南支部)
 吉田 博(熊本中央支部) 新 明義(山鹿支部) 甲斐 泰雄(宇城支部)
 二羽 泰昌(宇城支部) 平山 義朗(宇城支部) 溜渕 静二(宇城支部)
 中村 洋(熊本東南支部) 柴田 誠史(八代支部) 西 真美(球磨支部)
 高村 隆一(球磨支部) 永田 巳由(玉名支部)

総務部

『市役所相談コーナー』 リニューアル

この度、熊本市役所内『行政書士相談コーナー』がリニューアルされ、熊本市役所（中央区役所）1階の総務企画課前ロビーに移動しました。市役所内の人通りが多い場所に移ることで行政書士の認知度向上に繋がり、スペースが以前より広くなった事で市民の皆様が益々ご利用しやすい体制が整いました。



広報部

10月「行政書士制度広報月間」の行事予定

電話無料相談

日 時 10月1日（水）午前10時～午後4時
場 所 熊本県行政書士会館 相談電話 096-385-7301

街頭無料相談会

日 時 10月15日（水）16日（木） 午前10時～午後4時
場 所 熊本市中央区桜町3番10号 熊本交通センター地下プラザコート

市民公開講座

『行政書士フェスタ2014』来てワクワク聞いてカイクツ^{ken ken pa!}健・賢・晴
人が集まり学び愉しむ空間「熊日 RKK びぶれすスタジオ」にて開催

日 時 10月25日（土） 午前10時～午後4時
場 所 びぶれす7セブン 中央区上通町2-17 びぶれす熊日会館7階
内 容 「健康」をテーマにした講演、遺言書作成の寸劇、行政書士の業務紹介、
キッチンスタジオでの健康料理セミナー、看護協会サポートの健康相談など
行政書士参加型のイベントを企画。アイデア募集中です。

電子対策部

電子対策部長 関 輝明

平成26年度がスタートして早3ヵ月が経ちます。定時総会でご承認いただいた事業計画に着手する段になり、改めて何から重点的に実行に移すか、部内で検討を始めています。折りしも先の総会において、加藤会長から「優秀な若い会員に仕事を提供していきたい」旨のご挨拶がありました。年齢はともかく業歴だけは若い私としても意を同じくするところです。

たとえば、プライバシーマークの認証機関として著名な JIPDEC が運営するサイバー法人台帳「ROBINS」というサービスが、昨年7月より稼動し、行政書士用電子証明書を持つ行政書士に、同台帳に掲載されるデータの確認者としての活躍の場が生まれてきています。この「ROBINS」とは、商業登記や信用調査機関から得られる情報提供とは異なり、インターネットを通じて法人・個人を問わず事業者のさまざまな情報を無料で入手できるサイトです。国内外から取引先を募りたい事業者が、「ROBINS」に登録（有料）をすれば、このサイトで信用情報を得た企業からの新規問合せを受けやすくなる可能性があります。

さまざまな業種の事業者が全国各地に存在しますので、JIPDEC の職員だけで登録情報が正しいかを確認することは不可能です。そこで、私たち行政書士が、登録を申し込んだ事業者の元へ訪問し、確認を行うこととなり、その報酬（金額は自由裁量）に加えて、訪問をきっかけとした他の業務受注の可能性も期待できることとなります。

しかしながら、このような優れた「商材」（業務）がありながら、まだ全国で「商品化」（収益事業化）に漕ぎ着けている会員が少ないのも事実です。電子対策部の所掌事務の中心は電子申請の普及促進にありますが、それに留まらず電子申請分野に関連した業務獲得について役立つ研修についても果敢に取り組んでまいりたいと、考えております。

本年度も電子対策部の事業運営に際しましてご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

※『月刊 日本行政』（平成26年8月号）に、「ROBINS」の確認者登録を会員へ呼びかける周知記事が、掲載される予定とのことです。当部においても登録に係る研修を計画中ですが、合わせて同記事をご参照ください。

日本行政書士会連合会定時総会 出席報告

日 時 6月19日～20日（金） シェラトン都ホテル東京にて開催
代議員 高木 昇副会長、井口由美子副会長、下田典子広報部長

総務大臣表彰及び会長表彰の表彰状授与式の後、定時総会が開催されました。

代議員総数223名中217名が出席し、第1号議案から第6号議案までの質問総数96について答弁、再質問、再答弁と限られた時間内で活発な議論が交わされ、全議案が賛成多数で可決承認されました。

懇親会は日本行政書士政治連盟顧問の野田 毅氏始め多数の国会議員、関係省庁、関係団体等のご出席のもと盛会に開催されました。

**日本行政書士会連合会顕彰規則第3条による会長表彰受賞者**

溜池 英雄会員（芦北支部）
杉本 脩一会員（熊本東南支部）
古閑本 明会員（熊本北西支部）
中嶋 國喜会員（熊本中央支部）
宮本 幹夫会員（宇城支部）



ユキマサくん登場

4～12月の事業報告及び予定

太字：本会行事 斜体字：支部・専門部会行事 細字：連合会その他の行事

4 月			5 月			6 月		
5	土	権利義務・事実証明部会	13	火	支部長会 (13:30～)	5	木	広報部会 (13:30～)
9	水	登録証交付式	16	金	議事運営委員会 (13:30～)	6	金	開発部会
14	月	常任理事会 (13:30～)	17	土	交通事故部会	7	土	権利義務・事実証明部会
15	火	経理部会 (15:00～)	20	火	申請取次行政書士会管理委員会(10:00～) 登録証交付式	11	水	登録証交付式 電子対策委員会 (15:00～)
17	木	会計監査 (13:30～)	22	木	総務部会 (14:00～)	13	金	日行連九州地方協議会研修会
18	金	法規部会 (13:30～) 熊本中央支部総会・懇親会	24	土	定時総会・定期大会合同打合せ会 (10:00～)	14	土	日行連九州地方協議会会長会
22	火	理事会 (13:30～)	31	土	定時総会・定期大会	19	木	日行連定時総会
23	水	女性部会総会・研修会				20	金	日行連定時総会
25	金	登録証交付式				21	土	交通事故部会
						26	木	監察部会 (13:30～)
7 月			8 月			9 月		
8	火	登録証交付式	2	土	権利義務・事実証明部会	5	金	女性部会研修会
9	水	広報部会 (13:30～)	5	火	熊本中央支部研修会	20	土	交通事故部会
18	金	菊池支部無料相談会	6	水	広報部会 (13:30～)			
19	土	交通事故部会	16	土	交通事故部会			
23	水	熊本中央支部無料相談会 (毎月イベント)	22	金	国際部会臨時総会・研修会			
24	木	熊本中央支部無料相談会 (毎月イベント)						
25	金	熊本中央支部無料相談会 (毎月イベント)						
25	金	常任理事会 (13:30～)						
10月			11月			12月		
1	水	平成26年度全国電話無料相談会 菊池支部無料相談会	9	日	行政書士試験	6	土	権利義務・事実証明部会
2	木	熊本中央支部無料相談会	15	土	交通事故部会	20	土	交通事故部会
3	金	熊本東南支部無料相談会						
8	水	熊本北西支部無料相談会						
11	土	権利義務・事実証明部会						
15	水	平成26年度街頭無料相談会						
16	木	平成26年度街頭無料相談会						
18	土	交通事故部会						
25	土	『行政書士フェスタ2014』 来てワクワク 聞いてカイクツ 健・賢・晴						

支部だより

熊本中央支部定時総会開催報告

熊本中央支部 支部長 下田 典子

- ☐日 時 平成26年 4 月18日（金曜日）
☐場 所 熊本市中央区水前寺公園13-36 行政書士会館 3階 会議室
☐出席者 21名（会員総数106名中、委任状42名を含む合計出席者63名）

野々口副支部長の司会により午後4時開会し、下田支部長挨拶に続き、ご来賓として中央支部会員でもある加藤会長に祝辞を賜りました。

松田誠也会員が議長に選出され、総会成立を宣言した後、議案審議にはいりました。

第1号議案 会務及び事業経過報告について

支部長より原案について詳細な報告がなされました。

第2号議案 平成25年度収支決算報告及び監査報告について

林田理一郎経理担当理事より原案についての詳細な説明と報告の後、尾田俊博監事及び黒葛原清子監事より監査報告がなされました。

第3号議案 平成26年度事業計画案について

第4号議案 平成26年度収支予算案について

全ての議案が可決承認され、午後4時45分、議長は閉会を宣しました。

懇親会は「十徳や大江店」にて午後5時30分より開催し、会員同士、終始和やかに歓談し交流を深めました。

研修会のお知らせ

ハラスメントについての正しい知識と問題点について研修会を開催します。参加希望の方はファクスにてお申込みください。

- ☐日 時 平成26年 8 月 5 日（火）
午後1時30分～午後3時00分（午後1時10分より受付）
☐場 所 熊本市総合体育館・青年会館 2F 研修室
熊本市中央区出水2丁目7番1号 TEL 096-385-1010
※駐車スペースには限りがあります
☐内 容 「パワハラとセクハラの諸問題について」
☐講 師 弁護士 山之内 秀一氏（山之内法律事務所）
☐参加費 200円（中央支部会員以外）
申し込みはFAXにて 096-384-3227（野々口事務所）まで

平成26年度 熊本東南支部定時総会のご報告

熊本東南支部 支部長 福永 裕

平成26年4月24日（木）16時30分より、行政書士会館 3階 会議室にて、出席会員数29名、委任状出席数50名、合計79名が参加して、熊本東南支部の平成26年度定時総会が開催されました。

井口由美子理事の司会進行のもと、福永裕支部長のあいさつに続いて、加藤誠一本会会長より祝辞を賜りました。

引き続き議長選出に入り、永渕容子会員が議長に選出されました。また、議事録署名者には坂井一雄、増井洋介両会員が指名されました。

質問書の提出はなく、第1号議案から第5号議案まで、賛成多数により可決承認され、17時10分閉会しました。

総会終了後、初の試みとして出席者には弁当を配布し、歓談をしながら、各理事の自己紹介がなされるなど、終始和やかなムードで盛会のうちに全日程を終了しました。



平成26年度 熊本北西支部定時総会開催報告

熊本北西支部 支部長 坂田 圭佑

熊本北西支部定時総会は、坂田圭佑支部長の挨拶に続き、来賓の益本納副会長より挨拶をいただいた後、議長として田代史彦会員が選出され、第1号議案から第5号議案までの審議を行いました。総会終了後には、お弁当を食べながら懇親を深めました。

- ☐日 時 平成26年 4 月26日（土）10：30～12：00
- ☐場 所 熊本県行政書士会館 3階 会議室
- ☐出席者 総出席者数40名
(会場出席者14名 委任状26名)
- ☐会員数 67名



平成26年度 芦北支部定時総会開催

芦北支部 支部長 坂本 幸則

下記のとおり総会を開催しました。前年度実施した出張無料相談会（相続・遺言書の作り方）は大変好評であったので、本年度も巡回無料相談会を順次開催し、業務拡大を図りたいと思います。

- ☐日 時 平成26年 4 月19日（土）午前11時から
- ☐場 所 和風 三笠（水俣駅前）
- ☐議 題
 1. 平成25年度事業・行事・会議報告
 2. 平成25年度収支会計決算報告
 3. 監査報告

4. 平成25年度政治連盟報告
5. 平成26年度事業・会議等計画（案）
6. 平成26年度収支予算（案）
7. その他

平成26年度 菊池支部定期総会報告

菊池支部 支部長 西塔 正弘

□日 時 平成26年 4月25日（金曜日）14：00～17：00
□場 所 菊陽杉並木公園管理センター内 研修室
□会員総数 38名 出席者 18名 委任状 15名 合計33名

上記の通り定期総会を開催しました。

支部長挨拶、新入会員紹介の後、17：00まで白熱した議論が交換されました。

総会後は懇親会が行われ、益本副会長、高木副会長はじめ他支部の会員の方にも参加いただき有意義な時間となりました。



平成26年度 八代支部定時総会開催報告

八代支部 総務理事 田添 史也

- 日 時 平成26年4月19日（土曜日）16：30～18：00
□場 所 鍋屋本館（人吉市）
□出席者 19名（会員総数52名中、委任状26名を含む合計出席者45名）

総務理事の司会により、16：30開会。鶴田支部長あいさつ後、議長、書記並びに議事録署名人選出と続き、議案審議に移った。閉会后19：00より懇親会、会員同士の懇親を深めた。翌日はくまがわ下り等の人吉市の各名所を訪れ、1泊2日の人吉の旅を満喫しました。



国際部会からのお知らせ

熊本県行政書士会国際部会 代表世話人 野々口 瑞穂

平成26年度がスタートし、会員の皆様におかれましては益々ご活躍のことと拝察いたします。5月23日（金）通常総会において各議案のご承認を頂きましたので、これから事業計画に沿って進めてまいります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、同日午後1時30分より熊本県行政書士会館3F会議室にて、平成26年度第1回研修会を開催いたしました。「入管業務の現状と行政書士」というテーマで、法務省福岡入国管理局熊本出張所から所長の松野様、上席入国審査官の西村様を講師としてお招きしご講演をいただきました。貴重なお話をお伺いし、また質問も多く出される中、盛況裏に終えることが出来ました。



今後、以下の予定で進めてまいります。ご参加いただきますようご案内申し上げます。

○臨時総会

日 時：平成26年8月22日（金）13時10分から13時50分（13時から受付）
場 所：熊本県行政書士会館3F会議室
議 案：規約改正と国際部設立について

○第2回研修会

日 時：平成26年8月22日（金）14時00分から17時00分（13時50分から受付）
場 所：熊本県行政書士会館3F会議室
内 容：「実務に沿った入管業務の基礎」
講 師：福岡県行政書士会 国際渉外部長 行政書士 青崎逸郎 先生
※研修会終了後、青崎先生を囲んで懇親会を予定しています。
場所：「お月さんこんばんわ」 会費：4,000円。
研修会では聞けない貴重なお話が伺えると思います。ふるってご参加ください。

○無料相談会（第1回）－大にぎわい市のイベントに参加

日 時：平成26年10月11日、12日の2日間（午後）予定
場 所：国際交流会館2F イベントスペース
内 容：実務研修として、相談業務をベテランの会員と2人1組で実施

○無料相談会（第2回）－イヤーエンドパーティー開催の日に実施

日 時：平成26年12月6日（午後）予定
場 所：国際交流会館2F イベントスペース
内 容：実務研修として、相談業務をベテランの会員と2人1組で実施

女性部会**平成26年度 女性部会定時総会開催報告**

- 日 時 平成26年 4 月23日（水）13：30開会
□場 所 行政書士会館 3階 会議室
□出席者 出席会員数 8名 委任状出席数 27名 合計35名

女性部会の井口代表挨拶で開会し、森田企画研修部長挨拶の後、議案審議にはいった。

井口代表の平成25年度事業報告に続いて村端副代表より会計報告があり、賛成多数で可決承認。引き続き平成26年度事業計画案及び予算案が賛成多数で可決承認された。

議事終了後、参加者が伸び悩む現状と問題点について意見を出し合った。離婚や子育ての無料相談会を開催することや、研修会の充実を図りながら引き続き女性部会への参加を呼びかけていくことで意見交換を終了し午後3時に閉会した。



総会終了後、下記の内容で第1回研修会を開催した。相続に伴う実務手続きや行政書士の本来業務と相続登記時の司法書士との連携の他、相続案件を扱う上での留意点について実務を中心とした研修会となった。

女性部会第1回研修会

テーマ 行政書士と司法書士の業際について
～相続を例に～

講 師 黒葛原清子会員（黒葛原合同事務所）



「第25回 全国女性行政書士交流会 InMie」 参加報告

女性部会 副代表 黒葛原 清子

平成26年6月29日・30日の両日、全国女性行政書士交流会がハマグリで有名な三重県桑名市で開催され、井口由美子代表と黒葛原で参加しました。

1日目第1部では、元シンクロナイズドスイミング日本代表の武田美穂氏が子供のやる気と親の役割についてご自身の体験をもとに講演され、第2部は、①民事法務②農地・開発③国際④運輸・交通⑤建設業⑥成年後見⑦仕事をする女性⑧男女共同参画の各分科会で、業務上の問題から女性だからでることまで幅広く熱心な討論が行われました。懇親会では、男性会員も含めた三重会の皆様の多芸で暖かな歓迎をうけ三重の幸を堪能、和やかな時間となりました。2日目はオプションの観光でしたが、折角なので伊勢神宮に参拝しました。式年遷宮の翌年を『おかげ年』というそうです。平日にも関わらずたくさんの参拝客でした。うっそうとした森の中のイメージから急で長い参道を行くものばかり思っていたましたが、町のすぐそばに神域が広がっていて驚きました。旧社殿もまだ解体されておらず新旧の社殿を拝観することができました。

交流会も25回4半世紀の歴史を重ね、年々参加者も増加しており全国で活躍する女性会員の力強さ・明るさに感動した2日間でした。



会員寄稿

熊本県行政書士会「会議運営規則」第11条の2について

1. はじめに

熊本県行政書士会の規則第16号「会議運営規則」に、その第11条の2として、「会議の出席構成員は、その会議で行った議案に関する発言、討論又は評決について、違法性を有しない限り責任を問われない。」との規定が、平成25年4月18日を施行日として追加されている。この規定に問題は無いのか？



八代支部

緒方 健一

2. 規則の形式的効力と守備範囲

「会議運営規則」は、熊本県行政書士会会則「第45条②規則及び細則の制定並びに改廃に関する事項」として、理事会の議決によって制定されたものである。形式的効力において、会議運営規則は、県行政書士会会則の下位規範ということになる。県行政書士会会則は民主的手続に基づく会員の総意としての総会での決議によって「制定及び改廃」（県行政書士会会則第36条③）されるのに対して、会議運営規則は、業務運営上の意思決定に関わる受任機関としての理事会で「制定並びに改廃」（県行政書士会会則第45条②）されるという手続上の違いがある。このような場合下位規範としての会議運営規則は、その所管事項（守備範囲）に関して、上位規範である会則に比してより限定されることになる。

集団の意思決定の結果を、その構成員が守らなければならないという場合、その理由の核心は、民主主義を基本的な価値理念とする今日の社会においては、個々の構成員が自らその意思決定過程に参加した若しくは参加する機会を保障されたからというところにある。会議運営規則の第11条の2は、会則第45条②の規定を受けて理事会の議決により成立したことになるが、会全体に関わる重要な事項が、会員全体が参加し得る意思決定過程を経ていないというのは、あるべき形ではない。審議の充実や効率的な会議運営のためという目的の範囲内で、一定のルールを設定を理事会の決定に委ねることの合理性を全て否定することはできないが、限界があることを看過してはならない。会議運営規則の第11条の2にいう「会議の出席構成員」には、一般会員も含まれることになるが、より機会が多いのは、役員（理事）であろう。「責任を問われない」との責任限定若しくは軽減の意味合いを有する形の規定を、「会議の出席構成員」となる頻度の多い役員が自分達だけで制定するというのは、内在的制約を越えるものと言わなければならない。指摘だけにとどめるが、視野を大きくすれば類似性を認め得る場合として、株式会社における役員の責任軽減について、会社法が具体的な規定を置いているのは参考に値する（会社法第424条～第427条）。

3. 会議運営規則の第11条の2の意味

(1) 会議運営規則の第11条の2の論理的解釈

理事会の議決で定められた「会議で行った議案に関する発言、討論又は評決について違法性を有しない限り責任を問われない。」との規定の意味を論理的に筋の通ったものとして解釈するのは、簡単ではない。

責任という場合、刑事責任・不法行為責任・契約責任等の法的責任、団体の内部関係における懲戒責任的なもの等が考えられる。法的責任について、理事会の決議でその最終的な存否を左右するということは、原則的には有り得ないから、ここでの責任とは団体の内部関係における懲戒責任的なものが対象になっていると思われる。

「違法性を有しない限り責任を問われない」との違法性について限定されていないので、刑事責任・不法行為責任・契約責任等の法的責任の各場面において責任を問うに相応な違法性ということになるのであろう。そしてその違法性がある場合には、団体の内部関係における懲戒責任的なものも問われるということになり、その違法性が法的責任を問うに相応な程度に至らない場合には、懲戒責任的なものを不問にするということなのだろう。例えば刑事責任に関する違法性の場合、可罰的違法性の程度に至らない極めて軽微なものから刑罰相当とされるものまで、その程度には幅がある。違法性の程度に幅があるということは、他の法的責任の場合にも変わらない。法的責任を問われる程度に達してない場合であっても、社会的相当性という観点から好ましくない行為・状態というのは存在するのであって、団体の内部関係において、懲罰的な規範に従って、相応の責任を問うということはあるが、

会議運営規則の第11条の2は、そのような立場に立たないということを表明した規定だと考えられる。このことの妥当性に関しては、前項2.でも記した様に否定的に解すべきである。

議事運営上の単なる交通整理的な規則という範疇を越えると言わざるを得ない責任に関わる事柄を役員のみで決めるということを是認することはできない。法的責任の程度に至らない行為について会としての相応な責任規範を設けるか否か等を決することは、全会員が参加し得る手続を採ることによって可能と解すべきである。

(2) 善管注意義務を負う場合の違法性

契約責任については、通常、役員について問題となる。行政書士会と役員の関係は委任及び準委任（民法第643・656条）の法律関係になる（cf. 一般法人法第64条）。役員は社団法人としての実体である会員全体に対して善良な管理者としての注意義務を負っている（民法第644条）。委任における善良な管理者としての注意義務とは、受任者の職業、地位、能力等において、社会通念上要求される注意義務である。会議運営規則第11条の2の場合に沿って考えると、行政書士会の会議において、役員としての議案に関する発言、討論又は評決を行う場合、法手続に関わることを業務とする行政書士という資格者の社団法人から会運営の委任を受けた専門家として注意深い態度が必要だということになる。例えば総会の場合、議案の説明や一般会員からの質問に対する回答等において、誠実かつ丁寧であることが要求される。感情的になったり、いい加減な間違った発言等をするのは論外である。きちんとした説明義務を果たすべきである。一般的に言うと、ここでの違法性の問題については、法手続の専門家の行動として、「適切であるかどうか」という視点からの判断が基準とされるべきである。

4. 憲法第51条との関連

憲法第51条は、「両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は評決について、院外で責任を問われない。」と定めている。この議員の免責特権の定めは、第50条の議員の不逮捕特権の定めと並んで議院の組織活動力の保全を図ろうとする趣旨から認められたものである。イギリス王政下で国王の下にあった司法権及び警察や検察組織を内包する行政権との関連で、議院の自律的活動を保障するため16世紀以降に確立されてきたものを母法とする。地方議会の議員については、憲法第51条を根拠に免責特権を認めることはできないとされる（最判昭和42年5月4日）。地方には、地方議会と対立緊張関係に立つ可能性を持ったその地方における権力としての司法権や警察や検察組織を内包する行政権といったものがないからというのもその理由の一つと考えられる。

会議運営規則第11条の2の規定は、一見、憲法第51条を想起させる。善意に解釈すれば、発案者の意図は、行政書士会の会議を、自由闊達な発言・討論の場として活性化させる為ということなのかもしれない。が、しかし、議会制民主主義に立脚する近代～現代立憲主義を有効に機能させる為の意義を有する憲法第51条の歴史的背景にあるような、それによって防御すべきであった圧力となる権力というのが、行政書士会という組織の関係において有り得るだろうか？ 役員の善管注意義務上、疑問と思われるような発言等が会員によって指摘され説明責任を果たすことを求められたりすることがあるかもしれない。しかし、そのことは組織の自然で正当な在り様であって、除外すべき不当な圧力でも何でもない。

尚、憲法第51条が対象としているのは、「院外」での問責であって、院内で懲罰の対象となったり、議員の所属する政党や支持団体によって除名や支持撤回などの制裁を受けたりすることを禁じたものではない。

5. 結び

以上、簡単にみてきたが、結論として、熊本県行政書士会の規則第16号「会議運営規則」の第11条の2「会議の出席構成員は、その会議で行った議案に関する発言、討論又は評決について、違法性を有しない限り責任を問われない。」との規定は、法論理的には、合理性のない規定と言わざるを得ない。国会議員の免責特権を定めた憲法第51条にみられるようなそれを必要とした歴史的背景・事情に類するものがあるとは思えないし、社団法人としての実体である会員全体に対して善良な管理者としての注意義務を負っている役員が、自分達が「会議の出席構成員」となる頻度の多いその会議での議案に関する発言、討論又は評決について責任を限定・軽減する形の規則を委任者である会員全体の意思決定過程を経ることなく定めるということに、法的正当性を認めることはできないからである。

法律を学ぶに当たって、「リーガルマインド」ということが言われる。簡単に言えば法的ものの考え方ということであるが、奥深いと思う。法に関する基本的な知識を習得し、具体的なケースにおいて、論理的、体系的に活用し、妥当性という観点からの検証に耐え得る結果に結びつける。原点とも言うべきところを忘れることの無いよう心掛けたい。

会員寄稿

熊本県行政書士会ゴルフ友好倶楽部・法友会

第二回例会のご報告
(熊本益城 CC・1914・05・24)

法友会 会長 有働 勝也

昨年7月、17年ぶりに再興、新たにスタートして間もなく1年になり、先日第2回目の例会ゴルフコンペを開催しました。

爽やかな五月晴れの下、日頃の業務から開放され、ストレス解消！楽しい時間を同志と共有しました。

時節柄所用多く、参加申込み後の数名のキャンセル等もあって、少々少ない組数でしたが和やかな雰囲気の中でそれぞれ実力に相応した素晴らしいスコアでホールアウトしました。

結果、熊本東南支部の田代勤誠さんが実力どおり二連覇を達成！輝く優勝杯を手になされました。記念写真と上位3位の実績をご報告します。

未だ入会されて無い会員各位の入会と例会コンペ参加を期待していますので宜しくお願い致します。

※次回（第3回）例会コンペ・9月27日（土）9時集合・阿蘇ハイランド GC 0967-32-5500
尚、新入会に関しては随時、幹事長の田代史彦事務所（熊本北西支部）096-200-6233に御連絡ください、お待ちしております。

優 勝・田代勤誠（熊本東南支部） 46・37・83・(11)・72

準優勝・小山和郎（熊本東南支部） 50・52・102・(25)・77

第3位・有働勝也（菊池支部） 51・49・100・(19)・81



連覇の田代勤誠会員

政連だより

平成26年度 第34回日本行政書士政治連盟 定期大会報告

熊本県行政書士政治連盟

会長 布田 悟



去る6月19日（木）、20日（金）の両日、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）定時総会と日本行政書士政治連盟（以下「日政連」という。）定期大会が東京港区のシェラトン都ホテルで開催され、私は日政連幹事として、緒方安彦・坂田圭佑副会長、多山寿一幹事長は熊本県の代議員として参加しました。

日行連総会は午前10時の総務大臣表彰に続き10時45分から始まり、午後5時頃まで1日目の審議で、翌日午前中約2時間が政連大会でした。

今年は役員改選ありませんでしたのでスムーズに総会、大会は流れ、終了しました。定時総会での質問事項（質問書による）で多かったのは、「会費滞納者に対する登録抹消の簡素化検討に関する行政書士法改正」、日行連の「本部機能移転」、「成年後見制度普及への取り組み（サポートセンター）」等でした。

特に、現在東京行政書士会と共有持分となっている会館建物（目黒区青葉台、JR渋谷駅徒歩20分）を出て、官庁街（霞が関）に近い港区虎ノ門4丁目の虎ノ門タワーズオフィスに賃貸料等6500万円（年間）規模で借りる案が可決されました。今後は7月の理事会を経て、本年10月頃移転予定です。

さて、政治連盟大会ですが、当日の質問事項（質問書による）は、行政書士法改正（行政不服申立代理権）、成年後見制度利用促進法（案）、総務省令改正による「権利義務書類作成にかかる職域拡大」を伴う法改正等でした。

特に悲願であった行政書士法一部改正（行政不服申立代理権）が、衆議院本会議（6月13日）に続き、6月20日午後7時40分、参議院本会議で満場一致（全員賛成）で可決され、6月27日に公布されました。12月末の施行に向けた「特定行政書士」制度のスタートが切られました。

私は、6月19日の参議院委員会でも満場一致で可決され、翌20日の参議院本会議に上程される前提となる委員会を日政連幹部と傍聴しました。20日は熊本の政連3役と熊本選出の国会議員会館事務所を全て廻り、御礼の挨拶をしてまいりました。

行政書士制度推進議員連盟は自民党、公明党（推進懇話会）、民主党、日本維新の会にあり、衆参議員722名の内400名超の議員により構成されている事が今回の法改正につながった所以だと思います。定時総会後の国会議員団との大懇親会では法改正を共に喜び、感激を分かち合う姿が随所に見られておりました。しかし、今後の能力担保のための研修がますます大事であります。

熊本県支部の政治連盟役員は顧問議員を中心に、衆参議員選挙や支持政党の講演会、研修会、支援パーティに積極的に参加して来ました。まだまだ制度拡充のため政治連盟活動は続きます。ご支援とご協力を重ねてお願い致します。

政連だより

政治連盟活動報告

熊本県行政書士政治連盟

幹事長 多山 寿一



会員の皆様には、日頃より政治連盟の活動にご理解とご協力をいただいておりますことをまずもってお礼申し上げます。

5月に開催されました定期大会においてはすべての議案に対し承認をいただき、またスムーズな議事進行にご協力いただけましたことを併せてお礼申し上げます。

さて、会員の皆様もすでにご存じかと思いますが、第186回通常国会において、行政不服審査法における不服申立に関する代理権を認める法改正が承認されました。悲願であったこの法改正は、会員の皆様のご理解とご協力の結果でございます。

また、参議員通過日が偶然にも日政連定期大会当日ということで、活気に満ちておりました。

今後の活動としましては、各市町村における首長選挙や議会議員選挙、来年に控えております統一地方選挙への対応、顧問議員団との意見交換会の実施、それらを円滑に進めるための交流の構築を行っていく予定です。

これからも行政書士制度のさらなる発展を目指して活動をしていきたいと考えておりますので、会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



事務局だより

3～6月度会員の異動

新規

	登録番号 登録年月日	会 員 名 支 部	事 務 所 の 名 称 事 務 所 の 所 在 地	事務所 T E L 事務所 F A X	兼業 備考
	14430441 H26.3.15	木下 俊司 熊本東南	行政書士木下俊司事務所 〒861-8039 熊本市東区長嶺南 4 丁目 6 番66号	096-383-3698	
	14430442 H26.3.15	山本 大 熊本中央	山下交通事故行政書士事務所 〒862-0924 熊本市中央区帯山 4 丁目55番16号 メゾンドファミーユ16	096-385-0028	
	14430443 H26.3.15	岩本 隆徳 宇城	岩本行政書士事務所 〒861-2231 上益城郡益城町大字安永866番地 3	096-286-9307	
	14430628 H26.4.2	堀川 淳一 熊本東南	ほりかわ行政書士事務所 〒861-4106 熊本市南区南高江 7 丁目 9 番150号	096-297-9178	
	14430629 H26.4.2	北里 佳紀 熊本中央	行政書士北里佳紀事務所 〒862-0954 熊本市中央区神水 2 丁目17番13号 北里アパート 203	096-384-0267	
	14430836 H26.4.15	嶋田 久義 菊池	行政書士嶋田事務所 〒861-1115 合志市豊岡2527番地477	096-348-3977	
	14430837 H26.4.15	田代 雅稔 熊本中央	行政書士田代法務事務所 〒860-0823 熊本市中央区世安町39番地	096-366-2029	
	14430838 H26.4.15	中山 達 熊本東南	中山達行政書士事務所 〒862-0960 熊本市東区下江津 1 丁目10番 1 号	096-370-6805	
	14431047 H26.5.1	笹本 光洋 八代	笹本行政書士事務所 〒866-0825 八代市井上町481番地 1	0965-80-6132	
	14431048 H26.5.1	松崎 明美 熊本北西	まつざき行政書士事務所 〒860-0072 熊本市西区花園 6 丁目 8 番67号	096-223-5102	
	14431310 H26.6.1	前之園博一 熊本北西	前之園行政書士事務所 〒861-8006 熊本市北区龍田三丁目32番18号	096-202-7378	
	14431311 H26.6.1	平田 正剛 天草	行政書士平田正剛事務所 〒863-0001 天草市本渡町広瀬1588番地86	0969-22-6475	
	14431312 H26.6.1	後藤 隆一 阿蘇	行政書士後藤事務所 〒869-2301 阿蘇市内牧1060番地 5	0967-32-2141	司 調
	14431401 H26.6.15	廣野 吉法 熊本東南	廣野行政書士事務所 〒861-8010 熊本市東区上南部 3 丁目 5 番 7 号	096-202-7677	

事務所変更

支 部	氏 名	変 更 後		変更箇所
天草	上 剛司	〒863-0046 天草市亀場町食場784番地 4		所在地
熊本東南	前田 久幸	〒861-8037 熊本市東区長嶺西 1 丁目 9 番1-303	096-381-9959	所在地・電話番号 (熊本北西→熊本東南)
熊本中央	吉住 益男	〒862-0972 熊本市中央区新大江 2 -11- 6 コアマンション熊高前201	096-363-1065	所在地・電話番号 (八代→熊本中央)
天草	吉野 慎朗	〒863-0049 天草市北原町 1 番11号		住居表示変更

廃業

支 部	氏 名	廃業年月日	備 考
球磨	高村 隆一	H26.3.10	
熊本北西	高瀬 進	H26.3.19	
玉名	永田 巳由	H26.3.31	
熊本北西	小橋口卓馬	H26.4.15	
八代	田中健三郎	H26.4.15	
阿蘇	原 武士	H26.5.29	
熊本中央	河野 末嗣	H26.5.31	
玉名	前田 静代	H26.5.31	

会員名簿正誤表

P 62 宇城支部 河野富寛会員の E メール
アドレスに誤りがありましたので訂正いた
します。

(誤) sp5r3ew9@air.ocn.ne.jp



(正) kwn-tomi1950@cap.bbiq.jp

電車内放送開始

熊本城市役所前電停→花畑町電停（上り）

『行政書士はあなたの街の法律家』 来年 3 月末まで会を PR

会務日誌

自 平成26年3月1日
至 平成26年6月30日

- 3月6日(木) 地域密着金融に関するシンポジウム (13:30～16:30)
於:熊本県民交流館パレア 出席:松尾総務部長
- 3月10日(月) 女性部会「第2回研修会」(13:30～17:30)
於:会議室
- 3月11日(火) 三役会 (15:00～19:00) 於:会議室
出席:加藤会長他4名
- 3月12日(水) 専門部会代表者会議 (15:00～16:00)
於:会議室 出席:森田企画研修部長他6名
業務アドバイザー協議会 (16:00～17:00)
於:会議室 出席:森田企画研修部長他7名
- 3月14日(金) 行政書士試験実施結果報告会 (13:30～16:30)
於:一般財団法人全国町村議員会館
出席:加藤会長他1名 法規部会 (13:30～16:00)
於:会議室 出席:桑田法規部長他4名
- 3月18日(火) 常任理事会 (13:30～15:30)
於:会議室 出席:加藤会長他10名
- 3月25日(火) 登録証交付式 (9:30～11:30) 於:会議室
登録者:木下俊司・山本 大・岩本隆徳
経理部会 (15:00～17:00) 於:会議室
出席:森脇経理部長他3名
- 3月26日(水) 広報部会 (13:30～16:30) 於:会議室
出席:下田広報部長他7名
- 3月28日(金) 理事会 (13:30～15:45) 於:会議室
出席:加藤会長他20名
- 4月9日(水) 登録証交付式 (9:30～12:00) 於:会議室
登録者:堀川淳一・北里佳紀
- 4月14日(月) 常任理事会 (13:00～16:30) 於:会議室
出席:加藤会長他11名
- 4月15日(火) 経理部会 (15:00～17:00) 於:会議室
出席:森脇経理部長他5名
- 4月17日(木) 会計監査 (13:30～16:00) 於:会議室
出席:吉永・桑野監事他3名
- 4月18日(金) 法規部会 (13:30～16:00) 於:会議室
出席:桑田法規部長他5名
熊本中央支部総会 (16:00～17:00)
於:会議室 出席:加藤会長、高木副会長
- 4月19日(土) 玉名支部総会 (15:00～17:00) 於:玉名温泉
竹水苑 出席:加藤会長、井口副会長
- 4月22日(火) 理事会 (13:30～16:00) 於:会議室
出席:加藤会長他23名
熊本中小企業家同友会定時総会 (17:00～21:00)
於:熊本テルサ 出席:加藤会長
- 4月24日(木) 熊本東南支部総会 (16:30～17:30) 於:会議室
出席:加藤会長
- 4月25日(金) 登録証交付式 (9:30～12:00) 於:会議室
登録者:嶋田久義・田代雅稔・中山達
球磨支部職務上請求書研修会 (15:00～16:00)
於:人吉鍋屋本館
球磨支部総会 (16:30～) 於:人吉鍋屋本館
出席:井口副会長、松尾総務部長
菊池支部総会 (17:30～) 於:さんふれあ
出席:益本・高木副会長
- 4月26日(土) 熊本北西支部総会 (10:30～12:00) 於:会議室
出席:益本副会長 宇城支部総会 (17:30～19:30)
於:華月園 出席:益本副会長
山鹿支部総会 (18:00～) 於:火の国ゆるり庵
出席:加藤会長、井口副会長
支部長会 (13:30～14:30) 於:会議室
出席:加藤会長他10名
議事運営委員会 (13:30～15:30) 於:会議室
出席:加藤会長他8名
熊本県司法書士会第69回定時総会 (10:00～11:00)
於:くまもと県民交流館パレア 出席:加藤会長
申請取次行政書士管理委員会 (10:00～11:00)
於:会議室 出席:小山委員長他3名
登録証交付式 (13:30～16:20) 於:会議室
登録者:笹本光洋・松崎明美
総務部会 (14:00～16:00) 於:会議室
出席:松尾総務部長他7名
熊本県土地家屋調査士会第62回定時総会懇親会
(18:30～20:30) 於:ホテル日航熊本
出席:益本副会長
定時総会・定期大会合同打合せ会 (10:00～15:00)
於:会議室 出席:加藤会長他15名
熊本県宅地建物取引業協会通常総会 (13:30～)
於:熊本テルサ 出席:益本副会長
熊本県不動産鑑定士協会懇親会 (18:00～)
於:ホテル日航熊本 出席:井口副会長
平成26年度定時総会 (13:00～16:00)
於:菊池観光ホテル
広報部会 (13:30～16:30) 於:会議室
出席:下田広報部長他8名
熊本県社会保険労務士会平成26年度通常総会懇親会
(17:30～) 於:メルパルク熊本 出席:高木副会長
登録証交付式 (9:30～11:30) 於:会議室
登録者:前之園博一・平田正剛・後藤隆一
電子対策部会 (15:00～16:30) 於:会議室
出席:関電子対策部長他4名
専門士業団体連絡協議会第1回実行委員会
(19:00～) 於:居酒屋すやむら
出席:松尾総務部長、川上総務部員
九州地方協議会研修会 (13:30～16:30)
於:ホテルクリオコート博多
出席:加藤会長他3名
九州地方協議会会長会 (9:00～12:00)
於:ホテルクリオコート博多 出席:加藤会長
オブザーバー出席:益本副会長他2名
平成26年度日行連定時総会 (1日目)
於:シェラトン都ホテル東京
出席:加藤会長、益本日行連理事他5名
平成26年度日行連定時総会 (2日目)
於:シェラトン都ホテル東京
出席:加藤会長、益本日行連理事他5名
監察部会 (13:30～15:30) 於:会議室
出席:坂田監察部長他5名
三役会 (16:30～18:30) 於:会議室
出席:加藤会長他4名

編集後記

10月25日(土)の「行政書士フェスタ」(於:熊日RKKびおれすスタジオ)へ向けて、下田部長を中心に準備を進めている広報部です。

スタッフそれぞれが得意を活かす様子は、さながら『七人の侍』のようです。でもよく考えたらこの映画観たことありませんでした(しかも広報部は七人ではなかったです)。その中で比較的地味な作業を請け負う私。ジミーとよんでください。

当日まであと3ヶ月。イベント成功のために、多くの先生方の協力をお願いします。(広報部 増井洋介)

発行所

熊本県行政書士会
発行人 会長 加藤 誠一
編集人 広報部長 下田 典子

〒862-0956 熊本市中央区水前寺公園13-36
T E L (096) 385-7300
F A X (096) 385-7333
印刷所 シモダ印刷株式会社
T E L (096) 383-5512

【特別価格・送料無料】 好評図書のご案内

実務の流れ、留意点がイメージできる！事案を類型、国籍別に分類した、実践的かつ貴重な一冊



渉外不動産登記の法律と実務 相続、売買、準拠法に関する実例解説

山北英仁 著 2014年5月刊 A5判 564頁 定価5,400円→特価4,860円

- 渉外事案の難しさとされる、「当事者の国籍により適用されるべき外国法の調査」「当事者の身分、権利関係の証明」などを解説。
- 「具体的な対処法」「実務の要点や考え方」がわかる。

「416問のQ&A」で必要知識を網羅



Q&A 農地・森林に関する法律と実務 登記・届出・許可・転用

末光祐一 著 2013年5月刊 A5判 616頁 定価6,048円→特価5,440円

- 実務で直面する「実践的な設問」をまとめた一冊。
- 先例・判例を多数収録。申請書・契約書のひな形も収録。
- 農地法、森林法のみならず関連する都市計画法、道路法、建築基準法等についても解説。

想定しうる条項を網羅！要望に応じた遺言書作成に役立つ



遺言条項例278&ケース別文例集

NPO法人 遺言・相続リーガルネットワーク 編著 2012年2月刊 A5判 324頁 定価3,024円→特価2,720円

- 代表的なモデル文例を掲げ、関連する条項例を参照することで、依頼者の要望に応じた遺言書にカスタマイズ可能。

必要知識や対処法の「入り口」がわかる！具体的事例で必要知識と相談対応を解説



成年後見の相談を受けたときどうする!?

小池信行 監修 糸智仁 著 2012年9月刊 B5判 128頁 定価1,512円→特価1,360円

- 実際に相談を受けた際の心構えと流れを解説。
- 生の事例を豊富に取り上げ、読者に臨場感を持ちつつ、手続の実際を頭に入れてもらうための構成。
- 制度の枝葉部分は省略し、根幹の事項を簡明に説明する記述内容。

顧客やその親族・代理人等からの請求に対して銀行はどのようなロジックで対応しているのか？



Q&A 家事事事件と銀行実務 成年後見・高齢者・相続・遺言・離婚・未成年

斎藤輝夫・田子真也 監修 2013年9月刊 A5判 344頁 定価3,348円→特価3,010円

- 総勢35名の大手銀行の法務担当者、銀行実務に携わる弁護士らが執筆。
- 預金払戻請求・取引経過開示請求等に対する銀行の対応とその論理を解説。
- 日々対応すべき事例から対応に苦慮する事例までを精選した、実践的なQ&Aを78問収録。



FAX注文書

FAX 03-3953-2061

(価格は税込)

特典コード 203062

FAXの送信間違いには、十分ご注意ください。※商品のお届け方法は郵送となります。

書 名	特価(税込)	部 数	書 名	特価(税込)	部 数
渉外不動産登記の法律と実務 40551 渉不	4,860円	冊	成年後見の相談を受けたときどうする!? 40473 後見相談	1,360円	冊
Q&A 農地・森林に関する法律と実務 40509 農地森林	5,440円	冊	Q&A 家事事事件と銀行実務 40520 家事銀	3,010円	冊
遺言条項例278&ケース別文例集 40456 遺言条項	2,720円	冊			

フリガナ お 名 前			
ご 住 所	〒		
	E-mail:		
	TEL:		
	FAX:		

※ご記入いただいた個人情報、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM・アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業部 TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 <http://www.kajo.co.jp/>

営業時間: 月～金 (祝日は除く) 9:00～17:00